広報
かわち
発行所　河内村公民館
発行人　篠田彦次
編集
印刷所　龍崎活版所

議会報告

河内村長青野隆一郎は左記の付託し左の通り日程を組み原三月十二日午前十時本議会に提案することに つき去る昭和三十五年三月十二日午前十時本議会を招集し確定し十八日午后一時〇分閉議会を開会した。

日程

議会は会期一週間（自昭和三十五年三月十二日至三月十八日）と決定し左の特別委員会を設置し各委員会に各議案を付託し左の通り日程を組み原案通り（一部修正を含む）可決村議会を河内村役場に招集した。

記

議案第一号　昭和三十年度　河内村一般会計才入才出決算書認定について
〃　二号　〃　金江津小学校増築工事特別会計才入才出決算書認定について
〃　三号　〃　河内中学校新築工事特別会計才入才出決算書認定について
〃　四号　〃　河内国民健康保険特別会計事業勘定才入才出決算書認定について
〃　五号　〃　河内村簡易水道特別会計才入才出決算書認定について
〃　六号　〃　河内村直営診療所特別会計事業勘定才入才出決算書認定について
〃　七号　昭和三十四年度　河内村国民健康保険特別会計事業勘定才入才出追加更正予算書について
〃　八号　〃　河内村直営診療所特別会計事業勘定才入才出追加更正予算書について
〃　九号　〃　河内村簡易水道特別会計才入才出追加更正予算書について
〃　十号　〃　河内村金江津地区簡易水道特別会計才入才出追加更正予算書について
〃　十一号　〃　河内村一般会計才入才出追加更正予算書について
〃　十二号　昭和三十五年度　河内村国民健康保険特別会計事業勘定才入才出予算書について
〃　十三号　〃　河内村直営診療所特別会計事業勘定才入才出予算書について
〃　十四号　〃　河内村簡易水道特別会計才入才出予算書について
〃　十五号　〃　河内村金江津地区簡易水道特別会計才入才出予算について
〃　十六号　〃　河内村一般会計才入才出予算書について
〃　十七号　〃　河内村議会議員の報酬及び費用辨償等に関する条例の一部改正する条例について
〃　十八号　〃　河内村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正する条例について
〃　十九号　〃　河内村教育長の給料旅費その他の給与に関する条例の一部改正する条例について
〃　二十号　〃　河内村役場課及出納室設置条例の一部改正する条例について
〃　二十一号　〃　河内村役場課及出納室設置条例の一部改正する条例について
〃　二十二号　〃　収入役保管才計現金預入先を定むるについて
〃　二十三号　〃　一時借入金について
〃　二十四号　〃　昭和三十五年度河内中学校増築費起債について
〃　二十五号　〃　昭和三十五年度河内村金江津地区簡易水道布設工事起債について
〃　二十六号　〃　村税減免について
〃　二十七号　〃　稲北一部市町村伝染病隔離病舎組合の解散について
〃　二十八号　〃　竜ヶ崎市外稲北一部町村伝染病隔離病舎組合設立について
〃　二十九号　〃　河内村議会議員の報酬及び費用辨償等に関する条例の一部改正条例について
〃　三十号　〃　河内村税条例の一部改正条例について

特別委員会　三月十三・十四日・十五日・十七日。

（午前十時より午后五時迄）

議案付託内容

議案才一号一才六号　河内村消防機動力の強化拡充に鑑み現在の消防機動力の老朽による維持費節減及び施設整備に重点を置き本年度において可搬式ポンプ購入計画をたて最小限の経費で最大の効果を示す消防機械を樹立し予算計上する

（現経済委員会）

議案第二号一才十五号　国庫支出金及び使用料、手数料等一般才才の確実なもの、村債については現行法制上可能額の財源等考慮に入れて計画しました。

議案第三号一才十六号　財産収入の拡充につとめ予算措置等考慮する。

（現総務委員会）

議案第四号一才十七号　(1)河内村中学校増築事業小排水工事敷地埋立工事等の事業を行い暫時学校教育の完成をはかる。

特別予算委員会

議案第五号一才十八号　(2)道路備りよう整備については原材料の拡充につとめ予算措置等考慮する。

（現総務委員会）

議案第六号一才十九号　(3)河内中学校増築事業小排水工事敷地埋立工事等の事業を行い暫時学校教育の完成をはかる。

特別条例、その他委員会

議案第七号一才二十号　(4)村道りよう各種団体の補助事業費的経費の節減調整勘案を行いその余力財源を投資的経費可能額へ充当することしこれが為予算編成策定にあたっては、全体計画を保持する様

（現教育厚生委員会）

議案第八号一才二十一号　及び施設補助金、交付金等を出す事はできないのであります、その団体が行う処の事業を代って行うという、立前のもとに初めて形式的に補助金となり、助成金となり支出が可能になるかけであります。

議案第九号一才二十二号　国庫支出金及び使用料、手数料等一般才才の確実なもの、村債については現行法制上可能額の財源等考慮に入れて計画しました。

議案第十号一才二十三号　(5)河内村簡易水道特別会計才入才出予算書について

議案第十一号一才二十四号　(6)河内村金江津地区簡易水道特別会計才入才出予算について

議案第十二号一才二十五号　(7)河内村一般会計才入才出予算書について

議案第十三号一才二十六号　(8)河内村議会議員の報酬及び費用辨償等に関する条例の一部改正する条例について

議案第十四号一才二十七号　(9)河内村特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正する条例について

議案第十五号一才二十八号　(10)河内村教育長の給料旅費その他の給与に関する条例の一部改正する条例について

議案第十六号一才二十九号　(11)河内村役場課及出納室設置条例の一部改正する条例について

議案第十七号一才三十号　(12)収入役保管才計現金預入先を定むるについて

議案第十八号一才三十一号　(13)一時借入金について

議案第十九号一才三十二号　(14)昭和三十五年度河内中学校増築費起債について

議案第二十号一才三十三号　(15)昭和三十五年度河内村金江津地区簡易水道布設工事起債について

議案第二十一号一才三十四号　(16)村税減免について

議案第二十二号一才三十五号　(17)稲北一部市町村伝染病隔離病舎組合の解散について

議案第二十三号一才三十六号　(18)竜ヶ崎市外稲北一部町村伝染病隔離病舎組合設立について

議案第二十四号一才三十七号　(19)河内村議会議員の報酬及び費用辨償等に関する条例の一部改正条例について

議案第二十五号一才三十八号　(20)河内村税条例の一部改正条例について

昭和三十五年度予算編成基本方針

河内村の建設を円滑着実に促進させる為には村の財政力の確立と健全なる計画的運営が緊要であります。現在合併以来多くの事業小、中学校整備の影響その他等行っており才出の増減は今後の財政上の欠節となるので財政規模の適正収支均衡の保持等常に実施し財源の構成については村民所得水準の上昇による村民税の自然増、交付税の暫時減、国庫支出金及び使用料、手数料等一般才才の確実なもの、村債については現行法制上可能額の財源等考慮に入れて計画しました。

才出については一般財源の消費的経費の節減調整勘案を行いその余力財源を投資的経費可能額へ充当することしこれが為予算編成策定にあたっては、全体計画を保持する様

現行制度を前提とし健全なる建設を促進し財政収支を確保することしました。

(1)河内村消防機動力の強化拡充に鑑み現在の消防機動力の老朽による維持費節減及び施設整備に重点を置き本年度において可搬式ポンプ購入計画をたて最小限の経費で最大の効果を示す消防機械を樹立し予算計上する

(2)道路備りよう整備については原材料の拡充につとめ予算措置等考慮する。

(3)河内中学校増築事業小排水工事敷地埋立工事等の事業を行い暫時学校教育の完成をはかる。

(4)村道りよう各種団体の補助事業費的経費の節減調整勘案を行いその余力財源を投資的経費可能額へ充当することしこれが為予算編成策定にあたっては、全体計画を保持する様

昭和35年度予算と各種団体の発展育成について

河内村長　青野隆一郎

昭和三十五年度予算編成にあたり、実は当初産業発展の為の施策を充分にとり入れたいと考えておったのでありますけれども、なにしろ学校の生徒数が今年、来年の二ケ年は最高の生徒数に増加してまいりますので此処に早校の増改築の資金が必要になってきた為、思うような産業施策がこうじられなかった事は甚だ遺憾とする処であります。しかしその建設費全の大部分を学校の建築にとられは致しますけれども、あらゆる面で節約し、それを建設費に充当致しまして村の産業発展の為に予算をつかい、皆様と共にまた努力致したいと考えるものであります。尚今年度の予算において昨年と特に違う点は村道りよう各種団体の補助事業に対する補助金、助成金が一本にまとめられて計上されておるということであります。此の点が昨年と非常に違っておりますが、私は決して団体の発展を考えないのではありません。

もともと、公の支配に属しない処の民間団体に関しては、補助金、助成金、交付金等を出す事はできないのでありますが、その団体が行う処の事業を代って行うという、立前のもとに初めて形式的に補助金となり、助成金となり支出が可能になるかけであります。

当初から、或団体に対し残り出すかの予算を計上致しまして不充分運営のできる幾つかの団体が各所に有ります、これを例えば産業振興協議会というような形に統合致しまして、村から助成を受けられるもとと考えられがちなくとも、村から助成を受けられるもとと考えられがちなくとも、村から助成を受けられるもとと考えられがちなくとも

これからの作物
西洋野菜

野菜といえば大根、白菜、人参、ごぼう、いわゆる菜類と根菜類であったが、これが戦後、市場の姿には大きな変化、パン食、肉食の普及と並んで、いわゆる八百屋物にも目に見える変った形があらわれてきた。

かつては西洋料理店だけが大きな需要先であった洋菜類は今日では大衆を相手とする八百屋の店頭に重要な両積を占め、又これからますます拡がって行く傾向を示している。

ハナヤサイ（カリフラワー）

これは単なる傾向というだけではない、現実の姿であり否定できない事実でもある。

では西洋野菜とはどんな品種があり如何なるものか簡単に御紹介致しましょう。

種類は非常に多く。レタース、ビーマン、セロリー。芽キャベツ、カリフラワー。レッドキャベツ。パセリー。ラディシコ。アスパラガス。さやいんげん。等々とれ清浄蔬菜等がある。

その上、栄養に対する大衆の関心。なま野菜の摂取の必要性。こんなところから洋菜類に対する都会人の関心は農村のそれとは違って増加傾向にある。

現在東京市場で取扱っている洋菜類の入荷量は、昭和二十一年の実績に比べて見ると、ビーマンの四倍を最高とし、芽キャベツは二八八倍、レタース二一四倍、セロリー二一三倍パセリー一・九倍と飛躍的の増加を示した、洋菜は珍しい好きの嗜好対象や洋屋の需要を通り越し、既に一般消費大衆の家庭の台所に侵入しつつある。

東京の中央卸売市場でも洋菜物は促成部で取扱っているが、決して特殊なものでなく改めて「生食蔬菜」として一部を形作らねばならない情勢にあるという。

それでは今日は現在河内村の一部で試作されておる二品種レタース。カリフラワー（ハナ野菜）、について記して見よう。

先づレタースであるが肉食の普及に伴って需用は飛躍的な増加を示し洋菜類の王座を占めている。たゞ価格が一般蔬菜類に比べて割高であるので時期によっては「かんらん」に押されることがあり、殊に輸入冷凍レタースの価格とのバランス合いを考慮に入れてその価格の安定を策することが肝要である、又レタースの価格の三割見当の安定帯に入り、現在市場価格の安定は、又レタースの供給を念頭に入れ、現在市場価格の三割見当の安定帯に入り得れば レタースは大衆蔬菜として時期によっては「かんらん」に押されることがあり、殊に輸入冷凍レタースの価格との バランス合いを考慮に入れてその価格の安定を策することが肝要である、又レタースの供給を念頭に入れ、現在市場価格の三割見当の安定帯に入り得れば レタースは大衆蔬菜として時期によっては「かんらん」に押されることがあり、殊に輸入冷凍レタースの価格との バランス合いを考慮に入れてその価格の安定を策することが肝要である、又レタースの供給を念頭に入れ、現在市場価格の三割見当の安定帯に入り得れば レタースは大衆蔬菜として

レタース畑（於源清田地区）

は洋菜でも荷もたれの傾向があるが産地はその出荷調整に努め価格の安定策を樹てている。

5. 本県の立地情勢を勘案しレタース、カリフラワー、ビーマンの生産とその出荷体制の整備は早急にすべきもよい以上洋菜についての概要を記して見ましたが、此の次は、もう少し具体的に詳細にお伝え致します。

義務教育を終了した247名中中河金の卒業式

去る三月一八日河内村立河内中学と金江津中学の卒業式が行われた。過去九年間の学窓の想出もかづ〳〵巣立つ二四七名の生徒達は、進学に、就職に、そして又家業の従事に各々が未来の希望に満ちている。彼等は此処に一応社会人としての基礎が築かれたわけであるが、より充実した社会人としての完成のために一層勉学に勤んで頂き度いものである。又納税される彼等を迎える吾々大人は温い手をさしのべ理解ある協力を以って望むべきではないか。

昭和34年度河中、金中卒業生内訳

学校名	男女別	人数	進学者	就職者	家業その他の事業者	計
河内中学校	男女	79人	31人	26人	22人	167人
	男	88人	32人	14人	42人	
金江津中学校	男女	61人	25人	20人	16人	107人
	男	46人	27人	13人	6人	
計	男女	140人	56人	46人	38人	274人
	男	134人	59人	27人	48人	

河内村教転員の異動

（村外転出）
◇河内中学校
藤田　正美（東中学校へ）
土屋政三（竜ケ崎中学校へ）
小貫深雪（守谷中学校へ）
◇金江津中学校
武田武男（長戸小学校へ）
◇金江津小学校
宮本好一（結、川西中学校）
山口竜四郎（東中学校へ）
江尻倫子（高萩小学校へ）
高須勝子（竜ケ崎小学校へ）
◇源清田小学校
矢野淑子（千久小学校へ）
◇生板小学校
藤田　正美（東中学校へ）
斎藤公子（大宮小学校へ）
（村内教員異動）
◇河内中学校
岡田武男（新採日本体育大学）
◇金江津中学校
岡田真義（大宮中学校より）
斎藤佳郎（新採、茨城大学）
◇金江津小学校
青野寿郎（東中学校より）
鶴間信正（柴崎中学校より）
浅野一（沼里中学校より）
◇長笠小学校
鈴木庄二（太田中学校より）
◇生板小学校
梶山丑蔵（奥野才一小学校）
飯塚富美江（大宮小学校より）
（村内教員の転入）
◇河内中学校
松田研鑑（安中中学校）
岡田真義（新採日本体育大学）
◇金江津中学校
岡田真義（大宮中学校より）
斎藤佳郎（新採、茨城大学）
◇金江津小学校
高須勝子（竜ケ崎小学校より）
◇生板小学校
茨城忠一郎（河内中学校へ）
神谷敏子（源清田小学校へ）
◇源清田小学校
若松みよ（金江津小学校へ）
◇長笠小学校
千勝　泰（金江津中学校へ）
◇金江津小学校
柳町　栞（河内中学校へ）

もと軍人の方またはもと軍人の御遺族の皆さんへ
お知らせ

軍人恩給遺族扶助料の請求手続きはすみましたか

昭和三十五年七月三十一日で時効となり恩給が受けられなくなります

未だ請求の済まない方は、至急請求書を提出して下さい。資格や手続きのことは役場へ御相談下さい。

●防犯●
お出かけには必ず戸締りを

稼の花も咲きました、そして人の心もゆるみがちです。農家は田圃や畑の仕事に忙しくなり家の方も留守が多くなります。

なさん世の中にはこのような時期を待ってわる悪い人がおる事を忘れてはなりません。「あきす」留守の家から物やかねを盗みみるのです。

一、お出かけの際は必ず一人の留守番を置くように、又全員留守の時は戸締りを厳重にし近所の家に頼みましょう。

二、カギをかけるときは表から見えないよう。二ケ所位にかけるよう工夫して下さい。

三、田圃や、畑で不審な人を見受けたら必ず一度家を見廻って下さい。

源清田巡査駐在所

昭和三十五年産
稲作について

只今皆さんから本年水稲の作付申告をして頂く届りますが、稲作三年連続の豊作に馴れ管理に手抜きをない様近年の農業技術の進歩により増収を見て周りますが付期が近づいて参りました。周到な気象状況を把握し施肥の適切化と病害虫の防除に適当な防除により予約申込の増加と完遂をされる様お願ひします。

「なは稲作申告には誤りなく予約を笑顔で完了されるよう努めます。」

国民年金のしおり

一、國民年金は年金をもらえない人に対する年金、恩給をもらいない人、勧めをもたない人々の恩給です。

人は誰でも一生を幸福に送りたいと思っておるわけですが、なかなか思うどうりにならない、年をとって仂けなくなったり、けがや病気が原因で身体障害者になって生活ができなくなったり、また仂き手である夫や両親に死に別れて未亡人やみなし児になったりして不幸になることも少くありません。これらの不幸を国民の共同連帯によって少しでも軽くしようとして生れたのがこの制度です。

今までには公務員や会社、工場等に勤めている人には、恩給とか、厚生年金とかの制度がありましたが、国民年金ができて、農漁民とか、勤めていない人々も大体同じような恩恵をうけられるようになったわけです。

二、**被保険者**は二十才から五十九才までの日本国内に住んでいる日本人のすべてです。（**強制加入**です）

しかし、昭和三十六年四月一日に五十才をこえる人や恩給とか厚生年金とか各種共済組合等（これらを公的年金という）にはいっている人やこれらの支給をうけている人は除かれ、また次の金とよいます。）

イ、昭和三十六年四月一日に五十才をこえ五十五才までの人

ロ、公的年金の遺族年金や遺族等援護法等の年金をうけている人

ハ、公的年金の適用をうけている人の配偶者

ニ、学生、生徒

三、**保険料の額**は、三十四才まで月額百円、三十五才から百五十円で国民年金印紙によって納めます。

保険料は三ヵ月分を翌月末日までに納めなければならないが、原則として印紙を国民年金手帳にはりつけ、住所地の市町村長の検認をうける方法によります。しかし被保険者の便利を考えて次のような方法もとられます。

イ、協同組合等を通じての現金による一括納入

ロ、前納……印紙による方法、現金による方法、利子相当額が割り引かれます。）

ハ、保険料を免除された人の追納（年度以内の期間に限られます。）

四、年金がもらえなかった場合、保険料は三年以上の分が返還されます。

保険料が納められず、免除をうけた期間が長かったために、拠出年金がもらえなかった場合は、六十五才になったときに次の額が返還されます。

150円×（期間を数えた月数）－5,400円

五、**附加保険料**を納めれば、年金をもらうようになる前に死亡しても**脱退手當金**が支給されます。

そもそも共同連帯の思想を基とした社会保険では、民間保険と異なって返還ないのが原則ですが、一部に掛け捨てを恐れる意識が見受けられるので、この制度になれるまでの過渡的な手段として、次のとおり死亡脱退手当金が支給されます。

（細部は別に法律できめられます。）

イ、附加保険料を納めた人が老令年金または障害年金をもらわないで死亡したとき

ロ、その額はそれまでに納めた保険料の合計額です。（利子はつけません。）

六、**保険料**は次のような納められない理由があるときは免除されます

イ、当然に免除される場合（障害年金または母子福祉年金がうけられるとき（生活保護法等の生活扶助等をうけるとき（国立のらい療養所等に収容されるとき

ロ、申請によって免除される場合（所得がないとき（生活保護法等による生活扶助等以外の扶助等をうけるとき（障害者、寡婦で年間の所得が十三万円以下のときその他納めることが著しく困難と認められるとき

七、**保険料**は社会保険料として所得から控除されます。

所得税法第十一条の六によりと社会保険料控除として、課税上の恩典がうけられます。

八、**老令年金**は最低で保険料を十年以上納めた人が六十五才になったときに支給されます。

その額は保険料を納めた期間により次のとおりです。

十年以上十五年未満　十七年以上十八年未満
一、四〇〇〇円　一、六二〇〇円
廿五年以上廿六年未満　四十年　二四、〇〇〇円　四二、〇〇〇円